

2 保護司が自宅以外で面接できる場所の確保について

各市町村の御支援の下、それぞれの保護区保護司会において、更生保護サポートセンターが設置され、保護司会の活動拠点として機能し、地域の安全・安心のため有効に機能しているものの、一方で、同センターは各保護司会に一方所しかなく、地理的条件や開所時間の制約から、全ての保護司が面接場所として活用しづらい例も見られます。保護司の自宅近くの市民センター等の公共施設を、夜間・休日も含めて保護観察対象者等との面接場所として利用可能とすること、さらには広く民間企業や個人に対しても、面接場所の提供に対して協力いただけるよう依頼することについて、御検討・御協力をいただきたい。

3 保護司を始めとする更生保護ボランティアに関する顕彰への協力について

保護司の適任者確保等のためには、その存在が地域社会の安全・安心にとってなくてはならないものであるという社会的認知を向上させていくことが極めて重要であります。既に岐阜県の各市町村におかれては保護司に対する市町村政功労者としての表彰等を行っていただいておりますが、さらなる顕彰の充実、更生保護女性会を始めとする更生保護ボランティアに対する首長名での顕彰等に、御検討・御協力をいただきたい。